

糸魚川市駅北デザインミーティング設置要綱

(設置)

第1条 駅北まちづくり戦略（以下「戦略」という。）における公民連携によるリノベーションまちづくりを推進するため、糸魚川市駅北デザインミーティング（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 戦略における公民連携の推進に関すること。
- (2) 戦略の進捗管理に関すること。
- (3) 戦略の変更等に関すること。
- (4) その他戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 会議の委員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 経済、金融関係団体に属する者
 - (2) 農林水産業関係団体に属する者
 - (3) 地域活動を実践する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 前項に掲げる者のほか、委員にリノベーションまちづくりに関する識見を有する者を置くことができる。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 座長は、会務を処理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、事務局が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、産業部都市政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(糸魚川市駅北まちづくり会議設置要綱の廃止)

2 糸魚川市駅北まちづくり会議設置要綱（令和元年糸魚川市告示第142号）は、廃止する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。